

島根県ヘルステックビジネス事業化補助金 Q & A

R6年3月

Q 1 補助対象経費の「旅費」について、ホテルの朝食代は対象となるか？

< A 1 >

旅費は、宿泊費のみを対象としており、朝食代は対象外です。
朝食費を除いた、室料のみの金額を計上してください。

Q 2 補助対象経費の「旅費」について、専門家旅費は宿泊費込みか？

< A 2 >

そのとおりです。

Q 3 外部専門家謝金は金額をどう決めればよいか？

< A 3 >

補助対象経費については、算出根拠から金額の妥当性などを確認しますので、事業者の謝金規程や招聘する専門家から見積もりを取るなど根拠を明示し、決定してください。

Q 4 健康食品の開発は、本事業の対象となるか？

< A 4 >

本事業は、公募要領3(1)アに示すとおり、「医療・福祉、健康増進の市場で事業拡大を目指すヘルステックビジネス」を対象としており、ICT（情報通信技術）やバイオテクノロジーなどの先端技術や医療・介護福祉の専門知識及び技能を事業の中核部分に活用して、医療やヘルスケアに関する新しいサービスや価値を生み出す革新的なビジネスという要件に該当する必要があります。従って、健康食品の開発のみでは事業対象とはなりません。健康食品や医療・福祉機器の開発は、「しまねオープンイノベーション推進助成金」の活用をご検討ください。

Q 5 他の補助金等を受けているが、申請は可能か？

< A 5 >

本補助事業期間内に、同一の事業について、国や県（特殊法人、外郭団体等を含む。）が助成する他の制度（委託費、補助金等）と重複する事業は、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択はしません。

Q 6 補助対象経費の消耗品費に制限はあるか？

< A 6 >

10万円以内の物品であり、かつ汎用性のある器具でなければ対象となりますが、各事業所等において、資産や財産として台帳管理され、その処分年限に制限がかかるような物品は対象外となります。

Q 7 ガソリン代は補助対象経費の旅費にあたるか？

< A 7 >

ガソリン代及び高速道路、タクシー、駐車場等の利用料金は補助対象経費にはなりません。公共交通機関又は公共交通機関の利用が不便な地域において、レンタカーを利用して移動する際のレンタカー利用料金は補助対象経費として認められる場合があります。